## 公益財団法人産業教育振興中央会参与規程

(目的)

第1条 公益財団法人産業教育振興中央会(以下「本会」という。)の定款3 7条第5項に規定する参与の任期その他必要な事項については、この規程の 定めるところによる。

(候補者等)

- 第2条 本会の参与は、次の各号に掲げる者のうちから、理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- (1) 各都道府県の産業教育振興会から推薦のあった者
- (2)本会の活動に賛同する企業又は産業経済界の関係者
- (3) 各専門高等学校長協会等の理事長等の経験者
- (4)その他、学識経験を有する者

(任期)

- 第3条 任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により委嘱された参与の任期は、前任者又は現任者の残任期 間とする。

(職務)

第4条 理事長の諮問に応じて、本会の事業の実施に関し、意見を述べる。

(会議)

第5条 必要に応じ、年1回程度の参与会議を開催する。

(報酬)

第6条 無給とする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、理事会の議 決を経て理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人産業教育振興中央会の設立の登記のあった日(平成24年4月1日)から施行する。